



Title	平安時代の漢詩文における「脱屣」の用法
Author(s)	于, 永梅
Citation	語文, 84-85, p. 39-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69056
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

平安時代の漢詩文における「脱屣」の用法

于 永 梅

一、はじめに

「脱屣」は、もともと中国で用いられた漢語である。中国での最も古い用例は『史記』封禪書と『漢書』郊祀志に収録する黄帝にまつわる同話に見られ、「脱屣」の典拠とされている。顏師古が「脱屣」の語に注を付した『漢書』の用例を挙げる。

…此五山黄帝之所常遊、与_レ神会。…百余歲然後得_レ与_レ神通。…黄帝采_レ首山銅、鑄_レ鼎於荆山下。鼎既成、有龍垂_レ胡_レ轡_レ下迎_レ黄帝。…黄帝既上_レ天、…於是天子曰、「嗟乎、誠得_レ如_レ黄帝、吾視_レ去_レ妻子_レ如_レ脱_レ屣耳。」_レ師古曰、「屣、小履。脱屣者言_レ其便易無所_レ顧也。」

(卷二十五上、郊祀志第五上)
理想的な帝王とされる黄帝が、神仙のいる場所によく遊び、悠々としている。また、銅を採って鼎を鋳たところ、龍が迎えに来て昇天したという話である。この話を聞かされた漢武帝が、黄帝を

羨む部分「妻子を去るを覗ること脱屣のごとし」に「脱屣」が使われている。顏師古の注釈には「脱屣は、その便易にして顧みる所無きを言ふなり」とあり、即ち「脱屣」とは、草履を脱ぎ捨てるようすに簡単であり、物事を心にかけないことをいうと解釈しているのである。これは「脱屣」の字義に沿った解釈であり、本来の意味であると考えられる。したがって、「妻子を去るを覗ること脱屣のごとし」は、もし本当に黄帝のようになれるなら、大切な妻子を捨てることは、草履を脱ぎ捨てるようにならうといふ意味として理解すべきである。

平安時代の漢詩文には、「脱屣」という語がよく用いられている。従来の研究でも、渡辺秀夫氏は『本朝文粹』にある「抛_レ蘿_レ因_レ而逃_レ塵、比_レ万乘於脱屣」(大江朝綱「陽成院四十九日御願文」)、「昔是無何在_レ心、辞_レ万乘_レ而脱屣」(大江朝綱「朱雀院四十九日御願文」)、「夫円融院者、當受_レ因_レ所草創、類_レ脱屣以棲息」(菅原輔止「円融院四十九日御願文」)などを取りあげ、これらの

例にあるように「脱履」は帝皇関係の願文に多用されるため、「帝皇の崩御や譲位を表す特有の用語の一つ」であるとされている。また、同氏は『紀家集』卷十四断簡にある「先生本為右金吾隊長、姓矢田部、名真継、身長七尺有餘、性無嗜慾。時見府官貪汚多口隅、彈指合眼而歎。仁寿初、脱履妻子、入山。

夜宿古冢之中、昼往溪澗之間。採水底白石大小、積麗成堆數所。時号曰「白石先生」（紀長谷雄「白石先生伝」）を取りあげ、「脱履」「棄妻子」が『白氏六帖事類集』の「求仙」部に掲げられているのを根拠に、ここに見られる「脱履」は「神仙伝の色濃い影響のもとに描かれていた」とされ、願文に用いられる「脱履」と同じく「神仙・老莊乃至道教関係の言葉」であると述べられている。その後、李育媚氏も、渡辺氏の指摘を踏襲し、上皇と関わる文章の中⁽³⁾に数多く確認できる「脱履」を「神仙道家の語彙」とされている。

確かに、鎌倉時代の歴史書『愚管抄』では、「脱履ハ避位也。黄帝求仙道避位如脱履^{云々}」（卷一、漢家年代）と、「脱履」は帝位を退く意味であるとしている。『文鳳抄』では、人部の太上皇の条に「脱履」を取りあげている。「堯有天下、年衰^{云々}之舜、猶却行、积^{云々}履。（淮南子）」と「漢武帝云、吾誠得如黄帝、視去妻子、如脱^{云々}屣。（史記）」（卷五）という中国の帝王に関する用例を引き、「脱履」と太上皇とを結びつけて理解している。また『拾芥抄』でも、「太上天皇（上九之尊）仙院 仙洞 芝砌^{云々}」（卷中、官位唐名部）と、「脱履」を

太上皇（脱履 虚舟）…（卷中、官位唐名部）と、「脱履」を

もって太上皇を表している。これらの書物では、「脱履」は帝の譲位、あるいは譲位した帝を指し示す語として理解しており、「脱履」が上皇関係の文章に限定して用いられるようになる平安時代中期以降においては、それが一般的な認識であった。

しかしながら、先行研究で指摘される「白石先生伝」や願文の用例を溯る万葉時代や、また平安時代前期の詩序や詩、歴史書にも「脱履」の用例が見えるが、それらは必ずしも上皇と関わる文脈で用いられてはいない。そもそも中国の文献においても、單に草履を脱ぎ捨てるようにはしげもなく物事を捨てる喻えとして使われ、捨てられるものは様々である。⁽⁴⁾もともと簡単に物事を捨てる喻えであった「脱履」は、なぜ平安時代中後期になると、上皇閥運の文章だけに使われるようになったのだろうか。

本稿では、從来見過ごされてきた用例や、さらに中国での用法をも含め改めて考え、漢語「脱履」の使われ方の歴史的変遷を追うことにより、平安時代における「脱履」の用法とその背景となるものを明らかにしたい。

二、中国の文献における「脱履」の用法

「脱履」はもともと漢語であり、日本の用例を分析する前に、まず、そのもととなる中国の文献における用法を把握する必要がある。「便易にして顧みる所無きを言ふ」という意味を持つ「脱履」は、中国ではどのように使われているのかを確認する。

①桃應問曰、舜為天子、臯陶為士、瞽瞍殺人、則如之何。

孟子曰、執レ之而已矣。然則舜不レ禁与。曰、夫舜惡得而禁

レ之、夫有レ所レ受レ之也。然則舜如レ之何。曰、舜視レ棄三天

下、猶レ棄レ敝蹕也。窃負而逃、遵レ海滨レ而處、終身訢然、

樂而忘天下。

②堯之有天下也、非レ貪レ万民之富、而安レ人主之位也。：年

衰志憫、舉レ天下レ而伝レ之舜、猶レ却行而脱レ蹕也。

（『孟子』尽レ心上）

（『淮南子』卷九、主術訓）

③崔林字德儒、清河東武城人也。：文帝践阼、拜レ尚書、出為

幽州刺史。北中郎將吳質統レ河北軍事、涿郡太守王雄謂「林別

駕」曰、「吳中郎將、上所親重、國之貴臣也。仗節統事、州

郡莫」不奉箋致敬、而崔使君初不与レ相聞。若以「邊塞不脩」

斬レ卿、使君寧能護レ卿邪。」別駕具以白レ林、林曰、「刺史視レ

去レ此州、如レ脫レ屣、寧當相累邪。此州與レ胡虜接、宜鎮

レ以「靜、擾」之則動、其逆心、特為國家生北顧憂、以レ此

為レ寄。」在レ官一期、寇竊寢息。猶以「不事上司、左遷河間

太守、清論多為レ林怨也。

（『三国志』卷二十四、魏書二十四、崔林）

④委慈母如レ脫レ屣、棄レ少弟如レ遺土、群子陸陸、妻姪成レ行、

慕レ姜兒之爽言、蔑レ伯春之宛軛。

（『魏書』卷九十八、蕭衍列伝）

⑤臣纂言。昨被司徒符。仰稱詔旨、許レ臣兄賁所レ請、以レ臣

襲レ封南康郡公。臣門籍勳蔭、光錫レ土宇。臣賁世載承レ家、

允膺レ長德。而深鑑止足、脫レ屣千乘。遂乃遠謬推恩、近

萃庸薄。能以レ國讓、弘義有レ帰。匹夫難レ奪、守以レ勿レ式。

（梁・任昉「為諸諮議奏」譲代レ兄襲レ封表）『文選』卷三

十八

⑥斯蓋俯慮閭浮、未臻常榮。隆情誘接、豈窮妄相。若乃境無引汲、智生淺深。明同二體、惑起三十重。七地初刃、方稱變易。三達後心、因窮智種。然俱冥四德、脫屣双林。示表金棺、現焚檀樟、浩浩焉不可知已。

（梁・元帝「荊州長沙寺阿育王像碑」「芸文類聚」卷七十六、

内典部上、内典）

①では、舜帝が位を退くことを、「敝蹕」即ち破れた靴を捨てることのように思うとあり、②でも、堯の譲位に関して、「天下を挙げこれを舜に伝ふること、猶ほ却行して蹕を脱ぐがごとし」とある。①と②は、いざれも大切な帝位を簡単に捨てること、その簡単さの喻えとして「脱屣」が用いられている。③以降の用例は、①②とは異なり、帝以外の人物に用いられている。③では、地方官の崔林は、上司の機嫌をとらないと不利になると助言されるが、それを無視し、「刺史此の州を去るを視ること、屣を脱ぐがごとし、なんぞ相累はされんや」と、官を辞め、任地から去ることを靴を脱ぐような簡単なことだという。ここでは、簡単に捨て得るものは、刺史の地位である。④では、靴を脱ぐように簡単に捨てたのは母である。⑤は、兄が継いだ封土を弟に譲ろうとするが、弟がそれを断るための表である。「深く止足に鑑みて、千乗を脱屣す」の「千乘」は、兵車千台を出すことのできる大諸侯

の国のことである。この部分は六臣注が「言下兄貴有止足之鑑、視所レ封郡如脱履」と、兄が千乗の封土を草履を脱ぎ捨てるようすに惜しげもなく手放すと解釈する通りである。⑥「脱履双林」の「双林」は、「涅槃經」「佛在拘尸那國力士生地阿利羅拔提河邊婆羅双樹間、爾時世尊臨涅槃」にある釈迦涅槃の場所沙羅双樹を指し、「脱履双林」は釈迦の涅槃を踏まえた表現と言え、それを用いて阿育王の死を表している。

これらの用例が示しているように、中国では、「脱履」は顏師古の注にあるように、草履を脱ぎ捨てるようすに惜しげもなく物事を捨てる喻えとして使われ、その使われる場面も一定せず、捨てる対象も大切な地位、家族、富など様々である。中には「脱履」を用いて人の死を表す用例もある。また、①から④の用例では、靴を脱ぐがごとしのように、「脱履」は明らかに比喩表現として用いられている。それに対して、⑤「脱履千乘」と⑥「脱履双林」のように、比喩表現でないながら動詞化した使い方も現れてくる。

「脱履」の典拠とされる『史記』漢書では、理想の帝王である黄帝が最後に龍に乗って天に昇ったとあり、神仙的侧面を意識させる要素を含んでいる。しかし、右に見たように、実際に中国の文献に見られる用例の多くは、帝王とは関係なく、しかも神仙的要素も読み取ることはできず、「脱履」はただ物事を簡単に捨てる喻えとして用いられている。つまり、本来、中国では、「脱履」は帝王と関連する神仙的な表現という認識に固定されている

わけではなかった。

なお、右は六朝時代までの用例であるが、後の時代にも、このような理解が受け継がれ、「脱履」は簡単に物事を捨てる喻えとして様々な場面において用いられていくのである。

三、平安時代の漢詩文における「脱履」の用法

三—一 平安時代以前の「脱履」

前節のように使われていた漢語「脱履」は、日本ではどのように受容されていったのであるうか。古くは平安時代以前の作品にすでに次のような用例を確認することができる。

①天皇禪位于氷高内親王。詔曰、乾道統天、文明於是敷曆。大宝曰位、震極所以居尊。昔者、揖讓之君、旁求歷試、干戈之主、繼体承基、貽厥後昆、克隆鼎祚。朕君臨天下、撫育黎元、蒙上天之保休、賴祖宗之遺慶、海内晏靜、凶夏安寧。然而兢々之志、夙夜不怠、翼々之情、日慎一日、憂勞庶政、九載于茲。今精華漸衰、耄期斯倦、深求閑逸、高蹈風雲。釀累遺塵、將同脱履。

（『続日本紀』卷六、靈龜元年（七一五）九月庚辰）

①は、元明天皇が政治への心労から譲位を志し、皇位を譲ろうとする箇所である。「今、精華漸く衰へて、耄期斯に倦み、深く閑逸を求めて、高く風雲を踏まむとす。累を釀き塵を遣つること、将に脱履に同じからむとす」は、煩わしさから逃れ、俗世のこと、を忘れて、草履を脱ぎ捨てるようすに惜しげなく位を去りたいとあ

る。新日本古典文学大系『続日本紀』の注釈には指摘はないが、実はこの詔の表現は、唐代の公式詔令を集めた『唐大詔令集』にある詔の表現と酷似している。

乾道統^ヒ天、文明於^レ是叙^レ曆。大宝曰^レ位、宸極所以居^レ尊。昔在勳華、不昌厥緒、揖讓之礼、旁求歷試、三代以降、天下

為^レ家、繼^レ体承^レ基、胤嗣相襲、故能孝^レ饗宗廟、卜^レ世長遠、

貽^レ慶後昆、克隆^ヒ鼎祚。朕膺期受命、握^レ國闡極、大拯^ヒ橫

流、載寧凶夏。然而昧旦不顯、日昃坐朝、馭朽兢懷、履水

在^レ念、憂^レ勞庶政、九^レ載於茲。今精華已竭、耄期倦勤、久

懷^レ物表、高蹈^ヒ風雲。积^レ累遭^レ塵、有同^レ脫屣、深求^レ閑逸

〔『唐大詔令集』卷三十、伝位・神堯伝位皇太子詔、武徳九年（六二六）八月〕

これは武徳九年唐高祖の伝位の詔である。元明天皇の禅位の詔は、この詔と同じく、ともに決まり文句から始まる。帝位の尊さを述べ、次に昔に譲位した帝王の例を挙げ、続けて自分が帝位に就いている間は天下太平であったことを述べる。その後、しかし今は年をとり、政治への心労や煩わしさから逃れよう、閑逸を求めたいと思うようになり、譲位を決心するに至った、という譲位の理由を述べる。このように、一例は文章の構造にしても、表現にしても酷似していることは一目瞭然である。このことから、元明天皇の詔にある「脱屣」は、『史記』『漢書』よりも、直接唐高祖の伝位の詔を踏まえていると言える。

『続日本紀』では、「脱屣」は帝の譲位を表しているが、平安時

代以前の他の用例では、また異なる用法が見られる。

②高来里。古老曰、天地権輿、草木言語之時、自^レ天降來神、名稱^レ普都大神。巡^レ行葦原之中津國、和^レ平山河荒梗之類。大神化道已畢、心存^レ帰^レ天。即時、隨^レ身器仗^{大刀・伊弉諾・甲・劍}及所執玉珪、悉皆脱屣、留^レ置茲地、即乘^レ白雲、還^レ昇蒼天。

〔『常陸國風土記』「信太郡」〕

③或有人。知^レ敬^レ父母、忘^レ於侍養、不^レ顧^レ妻子、輕^レ於脱

屣。自称^レ異俗先生。…

…うけ沓を 脱ぎつるごとく 踏み脱ぎて 行くちふ人は石木より 生り出しづ人か 汝が名告らさね…

〔山上憶良「令^レ反^レ或情歌一首並序」〕〔『万葉集』卷五、雜歌、800〕

②は、天から降りてきた普都大神が、山河の荒々しい神々を平定した後、身につけた武器や手に持った玉珪を、靴を脱ぐように全部この地に捨て、天に還って行ったという伝説である。普都大神が「脱屣」のように捨てたものは大切な武器や玉である。③の序文は、父母を尊敬することは知っているが、自ら世話をしようとせず、妻子などは振り返りもしないで、脱ぎ捨てた草履ほどにも思わないという異俗先生と名乗る人を批判する内容である。ここでは、「脱屣」のように簡単に捨てるものは妻子である。

これら平安時代以前の用例では、靴を脱ぐように簡単に捨てられるものは、帝位の外に武器や玉、妻子などがあることが分かる。顏師古の言う「その便易にして顧みる所無きを言ふなり」という本来の意味に基づいた比喩的な用法である。

三一ノ 平安時代前期の「脱履」

平安時代に入ると、早い時期の「脱履」の用例は、空海の作品に集中的に見られる。

①克孝克信、且仁且慈。蹶_{千金}以如_{薑芥}、臨_{万乘}而如_{脱履}。
（『虚_亡隱士論』『三教指歸』卷中）

①にある「千金を蹶むこと薑芥のごとく、万乗に臨みて脱履のごとし」という対句は、千金のように価値の甚だ高いものでも草のようす捨て、一万台の兵車を有する国でも靴を脱ぐように簡単に手放すという意味である。これは次の孔稚珪の「北山移文」を踏まえた表現であり、帝位を捨てる喻えとして使われているのである。

・鍾山之英、草堂之靈、馳煙駿路、勒移山庭。夫以耿介拔俗之標、蕭灑出塵之想、度白雪以方絜于青雲而直上。吾下方知之矣。若其亭亭物表、皎皎霞外、芥千金而不眄、履万乘其如脱履聞鳳吹於洛浦、值新歌於延瀨，固亦有焉。」
（『文選』卷四十三）

②常告門徒曰、人之貴者、不過國王。法之最者、不如密藏。策牛羊而趣道、久而始到。駕神通以跋涉、不勞而至。諸乘与密藏、豈得同日而論乎。仏法心髓、要妙斯在乎。

無畏三藏、脱履王位。金剛親教、浮盃來伝。豈徒然哉。

（『大唐神都青龍寺故三朝國師灌頂阿闍梨惠果和尚之碑』『性靈集』卷二、13）

③是以、儒童迦葉、教風東扇。能仁無垢、法雨西灑。五常因

之得正、三際以之朗然。不然者、与盲瞽而沈坑、將

禽獸而無別。孔宣不違燭廣、悉達脫履輪宝。蓋為此

乎。（与越州節度使求内外經書啓）同右、卷五、40

②③は、大同元年（八〇六）空海三十三歳の時の作品であり、空海の作品の中でも早い時期の用例である。②では、王族出身の無畏三藏が王位を繼承せず、仏教に身を投じたことを「王位を脱履す」と表現している。③では、釈迦が理想の国王である転輪聖王の所持する輪宝を捨てたこと、つまり太子の位、ひいては帝の位を捨てて出家したことを「脱履」と言っている。二例ともに、実際に帝になった人の譲位を表すものではないが、いずれも王族や太子など王位を継ぐことのできる、言い換えば帝に準ずる人が、その身分を捨てること、即ち帝位を断ることを、帝を象徴する「王位」「輪宝」を捨てることで描写する点は注目すべきである。また、この二例はいずれも次の仏教経典にその類似表現を見ることができ、仏教経典からの影響があると考えられる。

・皇太子造_石弥勒_{太官令作}贊。乘教本一、法門不二。業基累明、功由積地。眇眇長津、遙遙遐裔。道有常尊、神無恒器。脱履王家、來承宝位。慧日晨開、香雨霽墜。藉感必從、憑緣斯至。

（『広弘明集』卷十六、佛德篇第三之一、梁沈約佛刹塔像語銘十首、弥勒）

是以標_号釈迦檀種刹利。体_域中之尊。冠_入天之秀。然後脱履儲宮、直觀道樹。捨_{金輪}而馭_{大千}。明_{玉臺}而制_{金輪}。

法界。此其所以垂跡也。

(『釈迦譜目録』序第四)

・輪王有四。鉄銅銀金。各能王彼一二三四天下人庶。如常分

別。既脫屣輪帝之室。而為出家。(『說無垢稱經贊』卷四)

右のようすに、空海の早期の用例は、「文選」や仏典からの強い

影響が見受けられる。用例のいずれも帝あるいは帝に準ずる人

に用いられていることが特徴であり、これらの用例から、空海の

「脱屣」に対する理解を窺うことができる。このよろうな理解は後

にも続き、嵯峨上皇に関する文脈の中でも、譲位を表す言葉として「脱屣」が使われている。

④伏惟、太上天皇、脱屣多閑、超然坐亡。九丹写其二、八体

篤其風。(『獻東太上李邑書迹表』『性靈集』卷四、32)

⑤太上天皇、超然守一、姑射忘帰。脱屣谷神、汾河盤栄。

(「奉為桓武皇帝」講「太上御書金字法花」達懶)同右、卷六、

45)

④⑤のいずれも、「脱屣」は俗世間と関わらない様子を表す

「超然」と対になり、嵯峨上皇の譲位した後の何物にも囚われない超俗自適の様子を描写している。⑤に「姑射」「谷神」「汾河」など神仙的な色彩を持つ語彙が集中的に見られることも注目される点である。空海の用例の中で、嵯峨上皇に関する文脈では、神仙的な側面が見られるようになる。

以上のように、中国の文献や仏典に基づいた空海の早期の用例は仏教的な色合いが強く、晚期の嵯峨上皇にまつわる用例は神仙道的な側面を意識させる。空海の早期と晚期の「脱屣」の用例

は、それぞれ性格が異なるが、いずれも帝の譲位を表す点が同じであり、特徴的である。

平安時代前期では、空海のほかに、菅原道真の作品にも「脱屣」の用例は四例確認することができる。但し、帝の譲位を表すのは次の二例のみである。

①閑居蜀於誰人、紫宸殿之本主也。秋水見於何處、朱雀院之新家也。非智者不樂之、故得我君之歡「脱屣」。非玄談

不説之、故遇我君之逐「虛舟」。

(「九日後朝、侍朱雀院、同賦『閑居』秋水、應太上天皇製序」『菅家文草』卷六、443)

①は、朱雀院において、宇多上皇が催した詩宴で作った序文である。ここでは、帝の譲位を表す「脱屣」は、心に何のわだかまりもないことを表す「虚舟」と対になり、譲位した上皇が煩雜な俗世間から抜け出し、ひたすら風流を楽しむという文脈に用いられている。

道真の用例においては、次に見るようすに帝の譲位以外に用いられるのがほとんどである。

②弟子 從四位上源朝臣能有等、帰命稽首、一切三宝。自下從綸言不_レ予、脱屣煩王之鄉、警蹕如_レ休、廻_レ輿_レ真際之境_レ爰知、上帝不_レ祐、同作_レ遺孤、_レ皇天無_レ知、共為窮子。

(「為源大夫閣下先妣伴氏周忌法會願文」貞觀五年(八六

三)十二月十三日、同右、卷十一、67)

②は、貞觀五年願主源能有の母伴氏の周忌のための願文である。

能有の父である文徳天皇の死に關して、「綸言予めせず、煩王の郷を脱履し、警蹕休むがごとく、輿を眞際の境に廻らしてより」という一節がある。「煩王之郷」はこの煩惱多い現世のことであり、「眞際之境」は尊い仏教の理想的な境地のことである。文徳天皇は靴を脱ぐようにたやすく煩わしいこの世を捨て、仏教の本当の郷に向かったと描寫している。『日本文徳天皇実録』卷十の文徳天皇天安二年（八五八）八月条に「壬子。今宵天皇倉卒有不_レ予之事。近侍男女騒動失_レ精。壬子。帝病劇弥加。言語不_レ通。」_{二十七}とある。帝崩於新成殿」とあり、この記事から、文徳天皇は急病により在位のまま亡くなつたことが分かる。つまり、この願文において、「脱履」は、主語は天皇であるものの、その意味するところは、これまで見た帝王の譲位ではなく、帝王の死であることが分かる。

③却尋初嘗仕

却りて尋ぬ初めて仕へを嘗みしことを

追計昔鑽堅

追ひて計ふ昔堅きを鑽りしことを

射毎占正鵠

射ることは毎に正鵠を占めけり

烹寧壞小鮮：

烹ることは寧ぞ小鮮を懷らめや…

脱羅黃埃俗

黄埃の俗を脱履し

交櫻紫府仙

紫府の仙と交櫻す

桜花通夜宴

桜花通夜の宴

菊酒後朝の筵

菊酒後朝の筵

④天台山道道何煩

（叙意一百韻）『菅家後集』 484

藤葛因縁得自存

藤葛に因り縁りて自らに存すること得た

り

青水渓辺唯素意

青水の渓の辺り唯だ素意たり

綺羅帳裏幾黄昏

綺羅の帳の裏幾ばくの黄昏たり

半年長聴三春鳥

半年長く聴く三春の鳥

帰路独逢七世孫

帰路独り逢ふ七世の孫

不放神仙離骨錄

神仙の骨錄を離るるを放さずんば

前途脱屣旧家門

前途 旧家門を脱屣せん

（劉阮遇溪辺）女詩『菅家文草』卷五、388

③「叙意一百韻」は、太宰府に左遷された後に作ったものであ

り、道真が自分の半生の経歴を追憶した中で、最後に「黄埃の俗

を脱履し、紫府の仙と交櫻す」ことができたとある。朝廷を神

仙のいる紫微宮に、公卿たちを仙人に喻え、自分が草履を脱ぐよ

うに汚れた俗世間から抜け出して、仙人のいる紫微宮にいたった

ことを描寫している。④は、源能有の五十の賀を祈るために作つ

た詩である。二人の男が仙境に迷い込んで帰ることができず、そ

こで会つた二人の仙女と共に半年間を暮らした。しかし、故郷が

恋しくなつて戻つてみると、故郷では何百年もの月日が流れてしまつた

て、まだ七世の孫に逢うばかりであった。二人の男が神仙の身から離れるなどを仙女たちが許さなければ、彼らは将来旧い家を捨て、ずっと神仙の世界で仙人として生きていつたであろうと言う。

人間でありながら神仙に近づいて何百年かの長寿を得たことがめでたい。これをもって能有の長寿を祝つてゐる。③④ともに、

「脱屣」は俗世間から抜け出すことの喻えとして用いられている。

また、平安時代の早い時期に編纂された勅撰歴史書や、紀長谷雄のほかの作品などには、帝の譲位を表す「脱屣」の用例が見られる。

①嵯峨天皇大同四年四月丙申云々。是日、賜書玄賓法師曰、

太上天皇、寧濟為心、咸熙在慮。憂勤庶績、達旦忘寢。

旧疹相仍、聖体不_レ予。遂乃褰裳黃屋、脱屣紫宸。谷神玄

牝、託懷白雲。時昔愛猷、平生近幸。

〔類聚国史〕卷三十四、帝王部、太上天皇不_レ予)

②散位從四位下勲七等大野朝臣真鷹卒。天皇脱屣御閑之日、

猶以留真鷹身於公家。

(同右、卷六十六、人部、薨卒四位、仁明天皇承和十年

(八四三) 一月壬戌条)

③嗟乎、我等生於恩、長於德。祈天地(之不)変(指_レ日

月而為_レ期。自下宋貴為_レ夢、厭_レ四海而振衣。浮雲在_レ心、

揖_レ万乘_レ而脱履_レ。我等淹留塵_レ之界、食_レ着煩惱_レ之家。徒

含失時之(悲)、「空拭」_レ慈主之淚。

〔仁和寺法華会記〕『紀家集』卷十四断簡)

以上、平安時代前期の「脱屣」の用例を見たが、空海の用例は確認できる五例すべてが帝の譲位と関連し、また、勅撰歴史書にも帝の譲位としての用法が見られることが注目される。しかしながら、菅原道真の四例のうち、譲位に使われるのは一例のみであり、紀長谷雄の用例は二例ともに譲位の表現として使われてはい

三—III 平安時代中後期の「脱屣」

平安時代中期に編纂された『本朝文粹』には、「脱屣」の用例が見られる。

①我聖靈陛下、抛蘿岡而逃塵、比_レ万乘於脱屣。落雲鬟而入_レ道、尋_レ三明於方袍。

〔大江朝綱〕「陽成院四十九日御願文」天暦三年(九四九)

十一月十八日、卷十四、41)

②伏惟太上法皇、昔是無何在_レ心、辞_レ万乘_レ而脱屣。今亦有為

厭_レ世、入_レ三密而出家。

〔大江朝綱〕「朱雀院四十九日御願文」天暦六年(九五二)

十月一日、同右、41)

①と②は、渡辺氏の論でも挙げられた平安時代中期の帝の譲位を表す早い用例である。二例とも大江朝綱の作で、陽成院と朱雀院の四十九日のための願文である。國を意味する「万乘」の語を用いることから、ここでは「脱屣」は、帝が國をも靴を脱ぐように簡単に手放すと解釈できる。①「蘿岡」を抛ちて逃塵し、万乗を脱屣に比_レす」は、靴を脱ぐよう_レに國を投げ打つて「逃塵」、つまり、俗世間から逃れたことを示している。②「昔これ無何心に在り、万乗を辞して脱屣す」にある「無何」は、『莊子』内篇逍遙

遊に見られる俗世を離れた理想郷「無何有之郷」を踏ました表現である。昔は神仙世界に憧れていたため譲位したが、今は世俗を厭うようになり出家してしまったという内容である。

③自_レ彼遁_レ世揖_レ尊、逐_レ處占_レ静、歌鶯舞鶴、追_レ從_レ于_レ褰裳_レ之行。草色林輝、祇_レ承于_レ脫屣_レ之歩。

(菅原輔昭「賦_レ隔_レ花遙勸_レ酒應_レ太上法皇製_レ詩序」卷十、

298)

④夫円融院者、當_レ受図_レ所_レ草創、類_レ脫屣_レ以棲息。

(菅原輔正「円融院四十九日御願文」卷十四、45)

③は、菅原輔昭が冷泉院の詩宴に参加した際に作った詩序である。対となる「褰裳之行」と「脱屣之歩」の典拠として考えられるのは、梁簡文帝「大法頌」の「若夫眇夢_レ華胥_レ、怡然如_レ射。服_レ齊宮於玄扈_レ、想_レ至理於汾陽。輕_レ九鼎於褰裳_レ、視_レ万乘如_レ脱屣_レ。」(芸文類聚)卷七十六、内典部上、内典)と、『隋書』「堯得_レ太尉_レ、己作_レ運衡_レ之篇。舜遇_レ司空_レ、便敍_レ精華_レ之竭。彼褰裳脱屣_レ、式宮設_レ饗。百辟歸_レ禹、若帝之初。」(卷一、帝紀第一、高祖楊堅上)である。これらの「褰裳」「脱屣」は、帝の譲位を表す。したがって、③の「脱屣」も帝位を退くことを表すと理解できる。この部分は、譲位した冷泉院を鳥も自然も慕うという情景を描き、冷泉院の遁世後の悠々自適の生活ぶりを描写している。④は、菅原輔正による円融院の四十九日のための願文である。円融院が靴を脱ぐように帝位を捨て、帝位に就いた時に建てた所に休息するところである。

以上のように、『本朝文粹』に見られる「脱屣」の用例は、すべて帝の譲位と関連する。作者は大江朝綱と菅原輔昭、菅原輔正である。この二人の関係を考えると、まず、大江朝綱と菅原輔正に接点のあることは、『扶桑集』卷九の九十九番大江朝綱が菅原輔正と思われる菅秀才の登科を賀して贈った詩から分かる。菅原輔昭と輔正は、菅原道真の曾孫であり、共に菅家廊下で勉学し、中期では、「脱屣」を上皇関係の文章に用いたのは、文章道の中軸であった菅江兩家の人であり、文章院という共通の場を持ち、共通の学識を持っていたことは疑いない。このように、平安時代同じ文化圏にあって、交流のある人の作品に集中するのである。つまり、この時代には、文学上の交流によって、「脱屣」に対してもすでに共通意識を持つようになったのではないかと考えられる。

⑤謹啓_レ帝祚天_レ而白。忝_レ曩家_レ之余慶、猥列_レ國之清班。後一條院御宇之時、始帶_レ職位。後朱雀院践祚之旨、高昇_レ公卿。先朝法皇脱屣之前、超_レ至_レ內相之官。

(藤原成季「太政大臣藤原信長造_レ九條堂」応徳二年(一〇八五)十月、『朝野群載』卷三、文筆下、告文)

⑥汾水虛舟之遊、波澄_レ一清_レ之色。射山脱屣之跡、嵐報_レ萬歲之声。〔北辰御祭文〕天永四年(一一二二)二月二十七日、同右、祭文

⑦雖_レ十六大國之帝王、仰_レ佛力_レ今保_レ其位。是以弟子膺祿之間十四廻、偏崇_レ金人_レ而御_レ俗。脱屣_レ之後廿余載、弥帰_レ白法_レ而送_レ生。為_レ皇王之父祖、忝_レ太上之尊名。

(大江匡房「白河院鳥羽御塔」嘉永(承の誤)二年(一一〇七)十一月二十八日、『江都督願文集』卷一)

⑧弟子脱履之時、先詣此山。

(藤原敦光「太上皇(鳥羽院)高野御塔供養」大治二年(一一二七)十一月四日、『本朝統文粹』卷十二、願文上)

⑨膺簾之間十六年、脱履之後十四歳。

(藤原敦光「鳥羽勝光明院供養」保延二年(一一三六)三月二十三日、同右)

『本朝文粹』の時代に共通意識となつた「脱履」を帝の譲位の意で用いる用法は、⑤から⑨の用例にあるように、後の文人にも受け継がれていく。このような用例は、平安時代中期から後期にかけて数多く確認できる。また、「脱履之前」「脱履之跡」「脱履之時」「脱履之後」など、「脱履」は動詞化した使い方が多く、これも平安時代中後期の特徴の一つと言えよう。

以上のように、平安時代中期より以降、靴を脱ぐように簡単に捨てるものは、ほぼ帝位に限定されてゆき、「脱履」は上皇関連の文章に限定して使われるようになったのである。平安時代中期に共通意識となり固定化したこの用法は、冒頭で挙げたように、鎌倉時代へも受け継がれ、広く用いられていくのである。

四、おわりに

以上、本稿では、從来平安時代中後期の用例に注目が集まり、もっぱら上皇関連の語彙と見なされてきた漢語「脱履」について、

中国の用例や、平安時代前期の用例にまで広く目を向け、「脱履」の歴史的変遷を追うことにより、その用法について改めて検討を行つた。

「脱履」は顏師古の注に「脱履は、その便易にして顧みる所無きを言ふなり」とあるように、草履を脱ぎ捨てるよう簡便で、物事を心にかけないことをいうのが本来の意味である。中国の文献においては、草履のように簡単に捨てる対象は、帝位を含め大切な地位や家族、富など様々である。

日本の万葉時代や平安時代前期の漢詩文においても、中国での用法と同じように、「脱履」は最初から帝の譲位だけを表す言葉ではなく、様々な用法を持っていた。しかしながら、平安時代中期以降になると、「脱履」は上皇関係の文章に使われる傾向が強くなり、やがて帝の譲位のみを表すようになったのである。

では、本来、草履を脱ぎ捨てるように物事を簡単に捨てる喻えとして様々な用法を持った「脱履」は、なぜ平安時代中後期になると、上皇と関連する文章に限定して使われるようになつたのだろうか。その原因となる要素はいくつか考えられる。

前述のように、中国の文献では「脱履」は様々な場面に用いられ、その捨て去るのも一定しないが、『孟子』『淮南子』のような古い文献の用例や、「脱履」の典拠とされる『史記』『漢書』の故事に用いられる対象はすべて堯舜、黄帝、漢武帝などの帝王である点が重要である。平安時代の文人にこれら中国の典籍がよく知られていたことは言うまでもないだろう。中国の古い用例や、

典拠とされる用例の使い方を常に念頭に置きながら作文していたことが想像できよう。

また、日本の漢詩文におけるその用法の流れから見ると、平安時代の前期までは、「脱屣」の用法は限定されていなかつたが、すでに早い時期の歴史書『続日本紀』には、唐代皇帝の伝位の詔にある「脱屣」の用法の影響が見られ、また、『類聚国史』にも同様に帝の譲位を表す用例がある。これらから「脱屣」を帝の譲位の意で用いる用法が芽生えていたことが分かる。また、空海の作品にある「脱屣」が、いずれも帝の譲位あるいは帝位を放棄するなど、帝位と関連して用いられる点は、「脱屣」を帝の譲位の意で用いる傾向につながるものとして考えられるだろう。さらに、平安時代中期になると、大江朝綱や菅原輔正・輔昭のように同じ文化圏に属する人の作品にも見られることから、この時代には「脱屣」を帝の譲位の意に限定して用いることがすでに共通意識となっていたと考えられる。

さらに、歴史的背景から見れば、平安時代中後期には、天皇の譲位が前の時代より明らかに増えている。平安時代において、宇多天皇以前の天皇では、譲位する場合もあるが、在位のままに崩御する天皇が多い。しかし、宇多天皇以降になると、ほとんどの天皇が譲位しているのである。⁽¹⁾ 天皇の譲位の増加に伴い、譲位した天皇に用いる「脱屣」の用例も増えたと考えられる。平安時代後期になると、譲位した天皇がさらに出家する傾向が目立ち、天皇の譲位を表すのに多く使われるようになった「脱屣」は、次第

に俗世間から逃れ仏門に入る超俗自適の暮らしをする上皇に用いられる専有の語となつていったと考えられる。

今回取りあげた「脱屣」だけではなく、調査する用例を広げることで従来の認識が改められる例は、他にもあるのではないかと予想される。一つの語彙の意味や用法を正確に把握することによって、その語彙の用いられる作品や、その作品の背後にある文化も明らかになってくるのではないだろうか。

注

(1) 「履」について、『玉篇』には「履也。或作蹤」とあり、「廣韻」には「履不_レ蹠_レ跟也。与_レ蹠_レ同」とあるため、本稿では、「脱履」「脱蹠」「脱蹠」は、「脱屣」とほぼ同じ意味の語として特に区別せず考えることとする。なお、引用文につき、稿者が私に句読点を改めた部分がある。

(2) 渡辺秀夫「願文研究の一視点」(『平安朝文学と漢文世界』(勉誠社、一九九一年)

(3) 李育娟「藐姑射に住む上皇像の形成——『莊子』『逍遙遊』における荒帝伝承から」(『和漢比較文学』第三十二号、二〇〇四年一月)

(4) 谷口孝介氏は「古今集への道——宇多院と菅原道真」(『古今集と漢文学』和漢比較文学叢書第十一巻、汲古書院、一九九二年)で

は、天子が位を去ることは「脱屣」の本来の意味ではないと述べられているが、詳しい論述はなされていない。

(5) 現在見られる『唐大詔令集』は、宋の宋敏求が編纂したものである。『続日本紀』の時代には、宋代に編纂した書物を見たはずがなく、ほかの形で日本に入ったものを模倣したと思われる。

『日本国見在書目録』にはそれに該当する可能性のある書物はないが、唐代の天子の言動を記録した唐の温大雅撰『大唐起居注』が見られ、天子の起居注に詔令は入っていたとも推測できるが、不明である。

(6) 『続日本紀』の用例にある「震極所以居尊」の「震」について、新日本古典文学大系の注は、「震は辰」と説明している。『唐大詔令集』には、「辰」が用いられており、「震」は「辰」と通用すると思われる。また、「文明於是馭曆」の「馭」は、『唐大詔令集』「文明於是叙曆」の「叙」と異なるが、『旧唐書』卷百八十九の祝鉄明列伝に「今聖明馭曆」とあるように、「馭曆」は天下を統治するという意味の熟語であるため、「馭」が正しい。「胎厥後昆」の「厥」は、『唐大詔令集』「胎慶後昆」の「慶」と異なるが、「胎厥」は遺すという意味の熟語であり、「晝經」五子之歌にも「有典有則、胎厥子孫」とあることから、「厥」が正しいと言える。

(7) 日本古典文学大系『性靈集』付録「性靈集作品略年譜」による。(8) この詩の理解は、新間一美氏のご教示を得た。

(9) 「続日本後紀」承和十年一月三日・大野真麿卒伝条にも同記事がある。

(10) 『日本紀略』(円融天皇天延二年(九七四)三月二十八日条)「丁丑、仁王会。……冷泉太上天皇詩宴。題云、隔花遙勸酒」による

と、輔昭が参加した詩宴は冷泉院が主宰した詩宴であることが分かる。柿村重松注で「日本紀略」朱雀院、天慶九年四月二十日庚辰条云、「天皇逃位於皇太弟成明親王、同二十六日丙戌条云、詔上太上天皇尊号」(『本朝文粹注釈』内外出版株式会社、一九二二年)を挙げ、太上法皇を朱雀院とするのは誤りである。

(11) この詩の作者は「江相公」となっているが、詩の自注「予祖父相公天長年中受業於君高祖京兆尹。承和之初東西別曹各自名」

家」とあり、作者は後江相公の大江朝綱と思われる。また、正確な作詩時期は不明であるが、詩の尾聯は「我已晚君始壯、忘年共契報朝恩」とあり、晩齢になつた朝綱は始壯である菅秀才と年齢差があることが分かる。菅原家で登科試験に及第した人の中で、時代的に可能性のあるのは菅原文時と菅原輔正である。『本朝文粹』卷六に載る菅原文時の「申三位状」によると、文時が及第したのは天慶五年(九四二)四十四歳の時であり、この時、朝綱は五十七歳である。『公卿補任』によると、輔正が及第したのは天慶九年(九四五)三十一歳の時であり、朝綱は七十歳の時である。これらを考え合わせると、この詩が贈られた菅秀才是輔正である可能性は極めて高い。大曾根章介氏『日本漢文学論集』(汲古書院、一九九八年)第一巻「王朝漢文学の諸問題」で、この菅秀才是「菅原輔正を指すか」と指摘している。本稿では、『扶桑集』にあるこの詩は大江朝綱が菅原輔正に贈った詩だと考える。

(12) 米田雄介編『歴代天皇年号事典』(吉川弘文館、二〇〇三年)を参照。

引用テキスト

『孟子』(『孟子正義』所収)『漢書』『淮南子』(新編諸子集成『淮南鴻烈集解』所収)『三国志』『魏書』『芸文類聚』『旧唐書』『通典』中華書局／『文選』上海古籍出版社／『広弘明集』『釈迦譜目録』『説無垢稱経贊』大正新修大藏經／『唐大詔令集』商務印書館／『常陸國風土記』(『風土記』所収)新編日本古典文学全集、小学館／『性靈集』『教指帰』『菅家文草』『菅家後集』『愚管抄』日本古典文学大系、岩波書店／『続日本紀』『万葉集』『本朝文粹』新日本古典文学大系、岩波書店／『紀家集』大江朝綱延喜十九年書原本の複製、宮内庁書陵部／『日本文徳天皇美録』『類聚国史』『朝野群載』『日本紀略』『本朝統

文粹』新訂増補国史大系、吉川弘文館／『扶桑集』田坂順子編『扶桑
集校本と索引』櫻歌書房／『江都督納言願文集』至文堂／『文鳳抄』
（歌論歌学集成別巻二所収）三味井書店／『拾芥抄』八木書店

付記

本稿は一〇〇五年四月三十日に羽衣国際大学において行われた第八
十七回和漢比較文学会例会（西部）の発表に基づくものである。

—本学大学院外国人招へい研究員—